

薬学研究科 医療薬学専攻

1. カリキュラム・ポリシー

薬学研究科では、教育研究上の目的に基づき、医療薬学分野のリーダーを養成するため、以下に掲げる方針によりカリキュラム（教育課程）を編成する。

- ・薬物治療のトータルマネジメントを実践する総合臨床薬剤師を育成するために、薬物治療が反映する臨床検査に関わる知識と技能を学ぶための臨床検査科目と薬剤師臨床研修プログラムを設置する。
- ・薬剤疫学や医薬品評価科学に秀でた専門性を修得するために、また地域性や国際性を通じた人間力の涵養を目的として、特別演習科目を設置する。
- ・医療薬学分野の課題に対する解決するための調査・計画・実践を行い、科学的洞察力や適切な表現力を養うために、薬学研究科目を設置する。

2. ディプロマ・ポリシー

- ・薬学研究科は、以下の要件を満たした者に、「博士（薬学）」の学位を授与する。
- ・本課程に4年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格すること。
- ・医療薬学領域で科学的洞察力とリーダーシップを発揮するために必要な知識・技量・態度に関わる単位を修得し、生涯にわたり自己研鑽に励む姿勢が認められること。

3. 博士課程 学位取得までのプログラム

学年	プログラム	備考
1年次 (入学時)	入学時 研究計画書の立案 薬学特論の履修（4年間継続）	所属講座主任の指導
	講義科目の履修 医療薬学演習、薬学特論 研究計画書のプレゼンテーション 研究計画書の完成	
2年次	薬学特論の履修（4年間継続）	所属講座主任の指導
	講義科目の履修 医療薬学特別演習、薬学特論 研究中間報告書のプレゼンテーション	

3 年次	薬学特論の履修（4年間継続）	所属講座主任の指導
	講義科目の履修	
4 年次	医療薬学特別演習，薬学特論 研究中間報告書のプレゼンテーション	複数の教員による指導 体制 形成的評価
	薬学特論の履修（4年間継続）	所属講座主任の指導
	講義科目の履修	
	医療薬学特別演習，薬学特論 研究中間報告書のプレゼンテーション	複数の教員による指導 体制 形成的評価
	博士論文作成（12月提出） 学位論文審査 博士論文発表会で発表 口述試験 学位論文審査委員会による審査	
	学位（博士）取得（3月）	

4. 博士学位取得の要件

(1) 本薬学研究科における博士学位取得の要件は以下のように定める。

「大学院に4年以上在籍し、30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、本薬学研究科の行う博士論文の審査及び試験に合格すること」

(2) 博士論文審査を申請するものは、以下のものを期日までに、学位論文審査委員会に提出すること。

- ・自ら作成した博士学位論文1篇
- ・自ら実践した研究に関して筆頭著者として作成・投稿した学術論文1報以上（ただし、査読有の英文学術誌に掲載済み（受理は認める）の論文に限る）
- ・自ら実践した活動の記録2報以上（共著者学術論文，紀要，研修報告書，ポートフォリオ及び公的評価のある成長証明書等）（ただし，他の学位申請に用いた（る）ものは除く）

(3) 博士論文審査を申請するものは、別途開催される博士論文発表会において口頭発表すること。発表に際し、口頭試問による試験を行う。なお、各種薬学特論における4年次前期の形成的評価が満たされていない学生は、博士論文審査を申請することができない。

5. 学位論文審査体制

(1) 研究科委員会は、薬学研究科内に、学位論文審査委員会を設置する。学位論文審査委員会は、薬学研究科長を含む博士論文科目担当の大学院教員全員で構成される。

(2) 学位論文審査委員会は、当該論文に最も関連する研究分野の教員を主査とし、当該論文に関連ある科目担当教員2名以上を副査として選定し、博士論文単位修得要件について厳格な審査を行う。

- (3) 主査・副査による審査結果と博士論文発表会における口頭試問の結果を受けて、学位論文審査委員会は、博士論文の可否を決定する。
- (4) 博士論文審査の合格を持って、博士学位の取得が認められる。

6. 博士論文審査基準

薬学研究科医療薬学専攻における博士論文審査は、以下の基準に基づき審査する。

①論文としての完成度

(1) 独創性と発展性

- ・当該研究分野・領域の先行研究を渉猟し、それらを十分理解・整理した上で、自己の研究を当該分野の研究動向の中に位置づけているか。
- ・問題意識が明確に示されており、研究の意義や必要性が述べられているか。
- ・考察・見解において先行研究を超える本論文作成者の独創性が認められるか。
- ・論文の内容に、今後の研究への寄与・貢献が予見され、当該分野の進展を加速させるものと評価出来るか。

(2) 実証性

- ・論証に用いた研究結果や情報は質量に過不足なく、また論旨に合致しているか。その収集方法は適切であるか。
- ・研究目的に見合った方法論や理論を適切に用いて分析、考察を行っているか。

(3) 論理性

- ・論証の過程において、その論旨が明確で一貫しているか。
- ・結論が明示されているか。

(4) 形式

- ・所定の体裁および、当該分野・領域の標準的な様式に倣って整備されているか。
- ・表記、表現が適切であるか。
- ・引用、注記、図表、参考文献などの用い方、示し方が適切であるか。

(5) 口述試験・公開発表

- ・論文の内容や意義を簡潔にまとめ、的確かつ効果的に説明できたか。
- ・質疑に対する応答が適切に行われたか。

② 研究者としての能力と可能性

(1) 研究者としての能力

- ・本論文執筆者は当該分野において自立した研究者として今後の活動に十分な期待が持てるか。
- ・自ら実践した研究に関して筆頭著者として作成・投稿した学術論文1報以上（ただし、査読有の英文学術誌に掲載済み（受理は認める）の論文に限る）および自ら実践した活動の記録2報以上（共著者学術論文、紀要、研修報告書、ポートフォリオ、公的評価の

ある成長証明書等)を公表しているか。

(2) 研究者として今後の発展性

- ・生涯にわたり自己研鑽に励む姿勢が認められるか。
- ・医療薬学領域で科学的洞察力とリーダーシップを発揮するために必要な知識・技量・態度を修得しているか。

上記の審査基準、審査点は、研究分野及び研究対象に応じた諸条件を勘案して、柔軟に適用するものとする。

7. 学位論文の公表方法

- (1) 学位論文審査委員会により合格が認められた博士論文は、書籍あるいは電子書籍等一般公衆に閲覧可能な状態とし、図書館等において公表する。
- (2) 博士(薬学)の学位を取得した者については、その氏名及び論文題目を Web サイトや大学広報誌等で公表する。